

○防衛省告示第二百七十九号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が令和七年十二月二十三日次のとおり決定された。

令和七年十二月二十三日

防衛大臣 小泉進次郎

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	土地…約五六〇、〇〇〇平方メートル 建物…約九、一〇〇平方メートル 工作物…駐機場等

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和八年一月二十三日から同  
月二十五日までの間

◎追加提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

一〇六七 北海道・千歳演習場 恵庭市 国有 土地…約九〇〇平方メートル

建物…約一、三〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和八年一月十日から同年二  
月十五日までの間

陸上自衛隊南恵庭駐屯地の施設の一部を

一〇七三 札幌駐屯地

札幌市

国有

、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

土地…約二八、〇〇〇平方メートル

建物…約四、〇〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和八年一月十日から同年二月十五日までの間

陸上自衛隊真駒内駐屯地及び陸上自衛隊真駒内弾薬庫の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域

一〇七七 丘珠駐屯地

札幌市

国有

として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

土地…約八一、〇〇〇平方メートル

建物…約一、五〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和八年一月十日から同年二月十五日までの間

陸上自衛隊丘珠駐屯地の施設の一部を、

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設

及び区域として提供する。提供期間中は

、地位協定の関連ある条項が適用される

。

一〇七九 滝川演習場

滝川市

国有

土地…約三、五〇〇平方メートル

工作物…下水等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和八年一月十日から同年二

月十五日までの間

陸上自衛隊滝川駐屯地の施設の一部を、

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設

及び区域として提供する。提供期間中は

、地位協定の関連ある条項が適用される

。

一〇八一 倶知安高嶺演習場

北海道磯谷郡蘭越町

国有

土地…約二〇四、〇〇〇平方メートル

建物…約三〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和八年一月十日から同年二月十五日までの間

陸上自衛隊俱知安駐屯地ニセコ演習場の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。  
。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

土地…約一、〇七一、〇〇〇平方メートル

建物…約一一、〇〇〇平方メートル

工作物…水道等

空挺降下用地等として追加提供する。

三〇三五 習志野演習場

船橋市、八千代市

国有

使用期間…令和八年一月三日から同月十日までの間

陸上自衛隊習志野演習場及び陸上自衛隊習志野駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。